

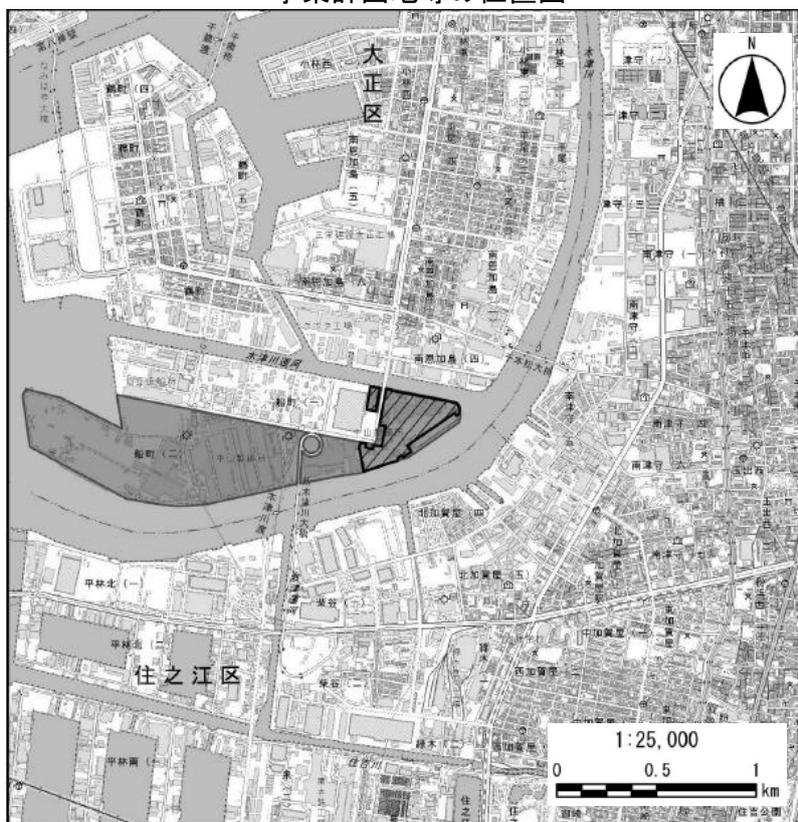
対象事業の概要

事業名称	(仮称) 中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業
事業者	株式会社中山製鋼所
事業の概要	現在稼働している電気炉 ^(※1) 、取鍋精錬設備 ^(※2) を廃止し、生産能力を増強した電気炉、取鍋精錬設備を新設する事業
事業計画地	大阪市大正区船町一丁目
事業の規模	電気炉：処理能力1時間あたり215トン (原料の量を重油換算した量：1時間あたり17.2キロリットル) 取鍋精錬設備：処理能力1時間あたり215トン (原料の量を重油換算した量：1時間あたり17.2キロリットル)
実施根拠	大阪市環境影響評価条例 ばい煙発生施設を設置する工場の新設 (原料の重油換算量1時間あたり4キロリットル以上)

※1 電気炉：熱源に電力を使用しアーク放電で装入原料となる鉄スクラップを溶解する炉

※2 取鍋精錬設備：アークによる加熱、不活性ガスで溶解を攪拌し、合金等の投入により成分調整等の精錬を行う設備

事業計画地等の位置図



凡例  事業計画地